

「広報たちあらい」令和8年4月号掲載記事に関する議会の申入れについて

大刀洗町議会は、令和8年4月7日付で、大刀洗町長に対し、「広報たちあらい」令和8年4月号2ページに掲載された「第三者調査委員会が町に調査報告書を提出」と題する記事に関する申入れを行いました。

議会は、当該記事について、第三者調査委員会報告書のうち「(『大刀洗マルシェかてて』会計について)不正行為があったと断定することはできない」との部分や百条委員会に関する否定的評価を大きく掲載する一方で、同報告書が指摘した重大な問題点を住民に示していないと判断しました。

当該記事では、第三者委員会報告書に実際に記載された、「大刀洗マルシェかてて」をめぐる会計処理が法に抵触する恐れがあることや、現金過不足、説明困難な支出、支払漏れ等の重要な指摘は全く示されていません。

その結果、あたかも「かてて」については法的な問題がなかったと第三者委員会が結論づけたかのような印象を住民に与える内容となっています。

また、第三者委員会報告書の結論は、議会に提出・保管されていた記録資料の提供を受けないまま、限られた資料に基づいて示されたものです。

同報告書は、公開されている資料、任意に提出された資料及び任意のヒアリング結果に基づく限られた調査であり、「開示を受けられなかった資料や収集できなかった資料が存在し、それらが明らかになれば事実認定や評価が変更される可能性がある」と明記しています。

議会は町に対し、これらの点に関する文書回答を求めるとともに、次号広報等において必要な補足記事を掲載すること、あわせて当該記事の作成過程に関する資料を提出することを求めました。